

例会報告

第2399回例会報告議事録

日時 27年9月8日(火曜日)

場所 川村学園女子大学 我孫子キャンパス内 会議室

時間 12:15点鐘

ロータリーソング「我らの生業」

ゲスト:なし

S.A.A.:高島会員

会長挨拶

瀧日会長



この数日過ごしやすい日が続いていますが、残暑は何処に行ったのでしょうか？ RI会長より、我孫子ロータリークラブ50周年の祝辞が届いていますので読ませて頂きます。

『この度は、貴ロータリークラブ創立50周年に、謹んでお祝い申し上げます。

人生では、自分が世界に何を残したいのか、自らに問わなければならないときがあるかと思えます。人びとのニーズを理解し、それを満たすこと。訪れる先々で平和と親善を培うこと。身近な人たちの生活を改善することなど、その答えはさまざまでしょう。

創設以来50年間、貴クラブは、「超我の奉仕」のたゆみない実践を通じて、これらの問いに答えてこられたことでしょう。ロータリーは、ニーズを満たし、平和と親善を育て、地元と海外の地域社会における生活に変化をもたらす団体と評価されておりますが、これもひとえに皆さまによるご活動のおかげです。

ロータリークラブは、それぞれに個性があります。充実したクラブでは、会員が各自の強みや熱意を生かし、皆にとってプラスとなるためにベストを尽くしています。また、革新的な方法で地域社会のために活動する前向きなクラブでは、毎週会員が集まりながら、長期にわたる真の変化をもたらしているということをよく理解しているものです。

貴クラブの現会員と歴代会員による献身を物語るこの度の大きな節目は、「超我の奉仕」のビジョンと熱意を新たにできる機会となります。また、次の50年間においてもクラブの充実した取り組みが行われるよう、ロータリーのさらなる発展について考える機会ともなるでしょう。私たちは今、世界への「プレゼント」となるために、新たな一歩を踏み出す貴重なときを迎えています。

クラブ創立50周年に重ねてお祝い申し上げるとともに、貴クラブのさらなるご発展をお祈り申し上げます。 2015-16年度国際ロータリー会長 K.R.ラビンドラン』

さて、先週の理事会で定款細則の変更をお話し、本日、修正の校正が届いています。細則では、役員を選任で、選挙を決められた投票用紙で行うとなっています。しかし、私が知っている限り細則に書かれている様な事は行われていません。この様な細則で良いのか来週の例会までに再度見直して皆さんと決めて行きたいと思えます。皆さんで前年の細則を一読し、ご意見を頂けますようお願いいたします。

親睦委員会報告

木村委員長



先日の牛久シャトーでの夜間移動家族例会では、庭園を見る時間もなく食事をしすぎて帰ってしまいましたので、個別で行かれる機会がありましたら、ゆっくり行っていたらと思います。

10月14日(水)に藤ヶ谷カントリークラブで親睦ゴルフを行ないます。4組確保しており、スタート時間は9時38分です。夜間例会はポアロで行ないます。皆さん奮ってご参加ください。奥様同伴でも構いません。

出席報告

渡邊委員長

17名出席(全員で24名) 出席率70.8%



- ・9月は基本的教育と識字率向上月間です。
- ・例会変更のお知らせが届いております。
 柏西RC 9月11日(金)→9月10~11日 移動例会 青森県職場見学
 柏RC 9月9日(水)ガバナー公式訪問
 9月23日(水・祝)休会
 柏東RC 9月17日(木)→9月21日(火)
 「ふれあいコンサートin沼南の里」及び地区補助金車椅子贈呈式に変更
 9月24日(木)→9月27日(日)の「沼南まつり」に変更
 松戸北RC 9月22日(火・祝)休会
- ・前回の週報の例会回数が2397回になっておりますが、2398回の間違いでした。申し訳ありませんでした。
- ・我孫子ロータリークラブ創立50周年のロゴ案を作成しましたので、ご覧になってみてください。

ニコニコBOX

お名前	メッセージ	金額
上村文明会員	卓話をしました。有りがとうございました。	1,000円
木村会員	先週は突然の欠席、失礼いたしました。	1,000円
		当日計 2,000円
		今期累計 56,000円

卓話「マイナンバー制度について」

上村文明会員



私のクライアントにマイナンバーについてお話をしているのですが、まだいいんじゃないか、という気持ちが蔓延しているようです。

昨日か今日、新聞等載っていたのですが、消費税導入にからんでマイナンバーのカードを使おうという案が財務省の方からリークされているようです。消費税を上げる時は必ず軽減税率を適用するという話があるのですが、われわれ税理士業界では、税率を区分するのは事務効率が非常に煩雑になるし、申告も非常に難しくなり、混乱を来すため絶対に軽減税率は反対だという要望を財務省の方に出しています。が、国民受けするのは軽減税率であるし、いろいろ検討した結果、軽減税率の適用を他の形でやろう、ということなのではないかと思えます。どうなるかわからないのですが、マイナンバーに関わることであるため、先にお話ししました。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、というのがマイナンバーの正式な法律名です。平成25年5月に成立しました。

適用が今年、平成27年10月5日(月)です。個人、法人全てについてです。

利用開始が平成28年1月1日です。1月1日から所定の支払調書等、確定申告をする場合は個人や法人の番号を付して提出しなければなりません。

10月5日現在、日本国内に居住する全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号がマイナンバーです。一番最後の12桁目はチェックデジットと言って、前の11桁が間違っていないかを確認できるようになっています。

法人については13桁です。

マイナンバーというのは、社会保障、災害の分野で利用しますが、使用範囲が広がって行くことが予想されます。

前に、消えた年金というのがありました。

たとえば、私があるAと言う会社で「上村文明(かみむらふみあき)」で就職していて、そこを辞めてBという会社に行った時に「うえむらぶんめい」さんになっていて、その間、私が住所を移したとすると、「かみむらふみあき」と「うえむらぶんめい」さんが一致なくなり、私が年金を受け取る時には片方がどこかへ行ってしまう、これが消えた年金問題でした。

そのようなことがあり、一人一人に番号があれば、消えた年金問題は起きないだろうと、国民にある種の理解が得られました。

(次ページへ続く)

住基カードというのがありましたが、住基カードの普及率は5%程度しかないそうです。導入に400億円かけ、維持経費に毎年130億円かかります。この失敗の中で、今回のマイナンバー制度の導入があります。初期費用は約2700億円、維持費が毎年200億から300億だそうで、今回は絶対に失敗できないぞ、という取り組みのようです。

9月3日現在の新聞の情報だと、マイナンバーの周知度は国民の5割に満たないそうです。マイナンバーについて用意しているという企業の割合は1割にも満たないそうです。われわれ税理士が法人と一緒にマイナンバーを考えて行かなければならないということで、税理士の役割も期待されているのではないかと思います。

10月5日に住民基本台帳から個人の番号が割り振りされ、行政が世帯主に通知カードを発送します。

昔は入力専門のパンチャーを大勢抱えた大入力センターあったのですが、ウェブの発達と共に少なくなったところに、消えた年金問題があり、入力を中国の方に外注して、余計に「うえむらぶんめい」さんになるような問題が起きたようです。今回はそういうことのないようにしてもらいたいと思います。

個人情報保護法というものが平成15年に成立しました。マイナンバーはその法律の中の特別法ということになり、取り扱い等について一番重い刑で懲役4年、罰金200万円というような罰則規定も設けられています。

個人情報というのは、要するに個人を特定する情報です。基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別が一致すれば、まず本人であることは間違いないとされています。

まだ義務ではありませんが、28年1月1日から利用するとなると、28年度の扶養控除申告書等に番号を書いていただきます。会社としては、採用時に本人確認が必要になり、申告書に書かれた番号が間違っていないかの確認作業が一番最初に行なわれると思います。

個人番号カードという写真入りの、運転免許証のようなカードが市町村から交付されます。今は本人確認の手段として運転免許証が一般的ですが、番号カードがあれば番号カードでOKです。

番号カードにはICチップが埋め込まれており、それを活用し、買い物の履歴を蓄積して後で還付することもできると財務省が昨日あたり発表していました。これが現実になるかどうかは私はわかりません。子どもがお菓子を買に行く時、食品の分を還付してもらうために子どもまで番号カードを持って行かなければならないのか等、これから詰めて行くのだと思います。

確定申告の電子申告についても推進していますが、100%に近いとは到底言えないような数字です。紙で申告書を提出する場合は、提出する本人が本人であるという証明書を付けなければなりません。マイナンバーであれば表と裏のコピーでOKですが、通知カードしか持っていないと、通知カードと住民票を添付しなければなりません。

マイナンバーを利用するためには、事務所の保管スペース、コンピューターの管理状態等々、他に漏れないような工夫をしなければなりません。机の上にマイナンバーの一覧表がポンと置いてあただけで違反になります。これからの課題はかなりあるのかなと思います。

実際の利用開始まで時間がありますが、皆様にも怠りなく準備をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

今週の表紙「高島屋 ビアガーデン」千葉県柏市末広町3番16号

毎年6月1日から柏駅西口のタカシマヤT館の屋上で営業しています。夏は毎年、多くのお客さんと賑わう人気スポットです。

2013年の夏は柏タカシマヤ40周年を記念して、建物や空間に映像を映し出す、プロジェクションマッピングが毎日8時から行われ、ビールを片手にきれいな映像演出を楽しむ事ができました。

ロータリーの友事務局 ホームページ www.rotary-no-tomo.jp メールは web@rotary-no-tomo.jp

環境NPOオフィス町内会が中心となって2005年に立ち上げた新たな間伐促進活動が「森の町内会」です。この活動に賛同して「印刷用紙」や「コピー用紙」を使用する企業は2009年9月現在、92社にのぼり、その環境貢献として促進される岩手県岩泉町・葛巻町・青森県三沢市での間伐は、年間30haの規模になっています。グリーン購入大賞で大賞を、山村カコンクールで林野庁長官賞を受賞しています。



この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。

我孫子ロータリークラブは、環境貢献として、「森の町内会」を応援します。